

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第一編 MSAの受入れと再軍備の進展

第三章 日米通商航海条約の締結

政府は一昨年末以来、同条約の締結につき交渉を重ねてきたが、四月二日調印、第一六国会でその批准につき承認をえた。国会での説明によれば、これは「わが国の主張を十分にとり入れた条約」であるとされたが、この本文二五条、一五項目からなる議定書の内容についてはきわめて不平等であることが国会の内外で指摘された。

この条約は、昨年締結された日米行政協定の「経済版」であるといわれたが、次のような特徴をもっている。

(1)貿易・商業活動および、「相当な額の資本を投下した企業」もしくは「投下の過程にある企業」を発展させ、その運営を指揮するためにアメリカ商社は自由に日本に出入できる(第一条)。

(2)アメリカ国民および会社は日本国内で自由に(日本人と同じ条件で)商工業、金融業を営むことができる(第七条)。

(3)アメリカ国民および会社は日本国内で不動産の賃借、占有、使用について内国民待遇を与えられる(第九条)。

(4)アメリカの国民および会社は日本国内での株式や特許権の取得などにつき保護される(第五条、一〇条等)。

(5)天然資源についても同じ(第七条等)。

(6)アメリカによって投下された資本は日本政府によつて保護され「公共のためにする場合を除く外」収用されたり使用されたりすることはない。上の場合による収用、使用のさいには迅速に補償をしなければならない(第六条)。

(7)特別の場合(通貨準備の水準が著しく低下した場合)のほか、為替制限をおこなってはならない(第一二条)。

(8)日本の関税自主権が事実上失われる(第一四条、一六条)。

とくに、日本国内におけるアメリカ人の蓄積円による旧株取得を三年後には自由としたこと、チェーズ・ナショナル、バンク・オブ・アメリカなど日本にあるアメリカ銀行の預金、信託業務を既得権としたこと、鉄鋼その他の重要産業が外国資本に対する制限業種からもれていることなどは、日本の財界からも不満をもってむかえられた。

国会では社会党両派、労農党、共産党などが反対したが、そのうち八月七日参議院本会議で共産党須藤五郎議員がおこなった反対討論は次のとおりである。

この条約は、一見友好平等の言葉を以て飾られておりますが、これはまさに狼と羊との間の自由平等であって、実質的には羊の狼に対する絶対的隷属を意味するものであります。条文の五条、七条に云う資本投下及び事業活動について見れば、アメリカは日本に対して、資本投下に名を借りて、株式会社の株券を何の制約もなく自由且つ無制限に取得できるようになっております。若しもこのようなことを許せば、現在優良株一株が米貨三〇セントから五〇セントで買うことができる実情から推して、未だ十分なる資産再評価をしていない会社の支配権は、僅かなドル資本によって完全に握ることができるようであります。あまつさえ技術導入によって、アメリカの会社より派遣された重役によって会社の経営権をさえ握られたり、アメリカ

では使いものにならぬ機械類を高い値段で売り付けられ、その上製品の売上金の二〇%にも上る使用料を取られるのであります。次に、事業活動の面から見れば、日本の基本産業である鉄鋼、機械、車両、土建のごときに対しても、何ら制限のない結果、今でさえ只見川電源開発に際しては、自由党の諸君もお困りになったはずであります。更らにアメリカ土建業者の無法なる進出を許しアメリカの専横を公然と許さなければならなくなるのであります。その上貿易商社の横行を許し、更らに金融においては日本の銀行の二〇倍の資本を持つナショナル・シティ・バンク等四銀行は、日本の貿易金融に対して決定的な支配権を握っておるのであります。即ち輸入のための信用状は外銀の許可なしには出せない状態であり、又日本が輸出で稼いだ外貨は、外銀に無利子又は年二分の低利で預けられ、彼らの自由に任せられているのであります。これらの既得権がこの条約によって公然と認められるのであります。

更らに鉱業権、租鉱権、借地権、土地建物の占有も認め、その上アメリカ人の税金は所得の半分を控除するのであります。輸入に関しては、アメリカからの食糧品や綿花や鉄鉱石などの輸入制限を行おうとすれば、パキスタンの綿花も、東南アジアの米も、中国の石炭、鉄鉱石も、同様に制限しなければならないのであります。又この逆に、中国から安いコークスや石炭の買入量を殖やす場合には、アメリカから高いこれらの物を輸入する量も殖やさなければならなくなります。従ってアメリカ以外の国との貿易が非常に制約されることとなるのであります。

諸君、吉田内閣は、アメリカの永久占領を認め、全国七百余カ所の軍事基地を提供いたしたばかりではありません。特需によって日本産業の自主性を奪われ、法的根柢なくして中国やソ同盟との貿易をさえ制限されておるのであります。あまつさえ、吉田内閣は、今回MSA援助を哀願しておりますが、その結果は、再軍備を押しつけられ、遂には太平洋同盟への参加をさえ強制されようとしておるのであります。このような条件の下において、更に本条約を批准するようなことになれば、日本の政治、経済、貿易、労働、文化、その他国民生活のあらゆる分野に亘り、アメリカの完全なる支配を受けることは明らかかなことであります。これら一連の講和条約、安保条約、行政協定、MSA等を総合するならば一九一五年一月十八日に天皇制軍閥が中国に押しつけた、かの悪名高き二十一カ条と、その本質を同じくするのであります。この条約の名は、友好平等の言葉に飾られておりますが、実質的にはこれほど不平等な条約は、世界中どこの独立国にもありません。東南アジアにもないが、ただ一カ国ある。それは南米のコロンビアであります。コロンビアはアメリカの植民地であります。日本はまさにアメリカの植民地以下なのであります。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
